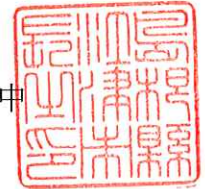


江 総 第 2 1 5 号
令和 6 年 1 0 月 3 1 日

江津市議会議長 藤間 義明 様

江津市長 中村 中



「市民と語る会」での「意見・要望」について（回答）

平素は市政につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 9 月 3 0 日付けで提出のありました要望書について下記のとおり回答します。

記

【地域医療】

①医師看護師確保対策について

（健康医療対策課）

開業医の高齢化や後継者問題については、済生会江津総合病院と江津市医師会との地域医療連携推進法人「江津メディカルネットワーク」においても、後継者の早期帰郷に向けた仕組みづくりに取り組まれているところですが、当事者の意向もあることから、なかなか具体化に至っていない状況です。本市としても連携推進法人と連携し、後継者の早期帰郷が図られるよう、できる限り協力してきたいと考えております。

周産期医療を中心とする専門医の確保については、派遣元である大学病院においても人材不足が続いており、本市だけでなく、圏域として取り組んでいくべきと考えております。

今後の人口減少、高齢者の増加、医療従事者不足を考えた場合に、中核医療機関である済生会江津総合病院における、在宅医療やプライマリーケアに対応できる医師や看護師の確保、とりわけ総合診療医の招致や育成が必要と

考えております。開業医の後継者の早期帰郷の取り組みと合わせて、済生会江津総合病院との連携、支援を進めて参ります。

②病院受診後の帰宅困難、市外病院の通院について

（地域振興課）

救急搬送の際のご帰宅につきましては、既存の公共交通機関の営業時間の範囲内でのご利用をお願いします。

市外への移動に関して、既存の生活バスの最大の目的は日常生活圏域内の移動手段の確保にあり、現在の路線及びダイヤについては、このことを前提に設定していますので、一部の便を除いては JR との接続が困難な状況です。こちらにつきましては、住民ニーズや効率性を考慮する中で利便性の向上を目指した改善を検討し、適切な時期に対応していきたいと考えています。

（健康医療対策課）

時間外の受診、市外通院等の交通支援については、今のところ考えておりません。

③健康寿命の延伸について

（健康医療対策課）

地域の通いの場などに出向いて、百歳体操などフレイル予防の取り組みを行っており、引き続き健康寿命の延伸に向けた取り組みを継続して参ります。

また、通いの場などへの男性の参加は少ない状況であり、課題として認識はしております。

④高齢者検診について

（保険年金課）

75 歳以上の脳ドックについては、保険者である後期高齢者医療広域連合からの全額補助事業として実施していましたが、令和 5 年度をもってその補助が終了となりました。よって、従前のような形での脳ドックを今後行う予定はありません。

【防災・治水】

①緊急時の避難所の管理体制について

(総務課)

災害発生時には、市の責任の下、施設の管理者と連絡を取って避難所を開設し、職員の派遣や消防団、警察、消防などと連携して対応にあたります。

また場合によっては地域の事情に明るく、地理的にも近い地域の方々のご協力を賜りたいと考えています。

②緊急時の情報提供体制について

(総務課)

令和5年3月消防庁策定の「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」では、「市町村防災行政無線は、風向きや天候、場所により、聞こえ方が異なるため、漏れなく地域住民へ聞こえるようにすることは事実上困難である。災害情報等を確実に伝達するためには、1つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせることが重要である。」とあります。よって本市においても屋外スピーカーのみに頼ることなく、メール、CATV、スマートフォン、SNS等多様な伝達手段を複合的に用いて、災害情報等を確実に伝達する取り組みを進めてまいります。

また、防災行政無線は重要な情報伝達手段の一つですので、引き続き広報かわらばん等での周知に加え、小・中学校での防災教育や地域での出前講座でも説明を行うなどして、普及、促進に努めてまいります。

【道路整備】

①道路の整備について

(土木建設課)

道路整備について、側溝破損、舗装、外側線等の補修や倒木処理、側溝浚渫等維持管理は道路パトロールや通報等により対応が必要な箇所については適宜対応してまいります。また、舗装の補修については、今年度行っている路面性状調査の結果を基に計画的に補修を行っていく予定としております。

狹隘道路については、道路改良による拡幅は困難ですが、狹隘道路拡幅整備事業等の利用により段階的に解消が図られる場合もございます。何れにしろ該当地区の状況を踏まえたうえでの検討が必要と考えられます。

(事業推進課)

国道や県道の維持管理につきましては、道路管理者である国土交通省及び島根県に引き続き要望してまいります。

【農林関連】

①担い手確保について

(農林水産課)

桑や葉物野菜、ゴボウなどにより、全国でも指折りの有機 JAS 認証率を達成している有機農産物をはじめ、中山間地域が栽培適地であるコケ、水害回避作物として期待されているタマネギなど、地域の特性を生かした品目の栽培を推進し、新たな担い手の確保を図っています。

認定農業者や認定新規就農者に対しては、国・県補助金への上乗せ支援や独自の補助制度によるハード支援、営農計画の作成・修正支援や県農業部等と連携した栽培指導などのソフト支援の、両面において持続的にサポートしています。

また、今年度策定した地域計画においては、概ね 1 ha 以上の耕作を行う農業者を、認定農業者や認定新規就農者とともに地域の農業・農村を守る農業者として位置づけ、営農の拡大・継続を支援するとともに、地域計画の対象農地でありながら、担い手が不在あるいは不在となる可能性がある農地については、地域と連携しながら新たな担い手の確保に努めてまいります。

②相続登記の義務化について

(農林水産課)

所有者不明の土地については、本市としても苦慮しており、相続登記の義務化により、効果が出ることを期待しています。個人間の境界については、市が関与することはできませんので、隣接者と境界を明確にしておく必要があると考えます。

③林業について

(農林水産課)

「伐って、使って、植えて、育てる循環型林業」を推進し、地域林業の適切な管理と林業事業体の支援などを行っています。

特に、本市にはバイオマス発電所への地域産材利用として、出荷助成や伐採後の再造林費用の補助を行い、森林整備を促進しています。

また、今年度から森林環境税を活用した危険木の除去や里山整備の補助にも活用し、林業の活性化を図っています。

【地域公共交通】

①買い物支援について

(地域振興課)

江津市地域コミュニティのあり方指針に記載がありますが、①地域の合意形成の場 ②地域の活動を調整する場 ③地域のだれもが参加できる場として、市内 20 地区に地域コミュニティ組織の設立をお願いし、全ての地区において設立がされました。現在、その地域コミュニティ組織では「地域づくり計画」を作成し、そこに記載されている地域課題解決に向け、日々活動を実践しておられます。地域振興課としては、その活動に対して交付金による支援、地域活動の拠点である地域コミュニティ交流センターの確保及び維持・運営、必要に応じて行政や関係機関への連絡調整役を担っており、今後もそれらの支援を継続していきます。

(包括支援センター)

移動販売のニーズがあれば、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが事業者と利用希望者を繋ぐ支援を行います。

②生活バスについて

(地域振興課)

生活バスの最大の目的は日常生活圏域内の移動手段の確保にあり、現在の路線及びダイヤについては、このことを前提に設定していますので、一部の

便を除いては JR との接続が困難な状況です。また、停留場所の見直し及び車両の仕様変更に関しましても、様々なご意見があるものと認識しています。

これらにつきましては、住民ニーズや効率性を考慮する中で利便性の向上を目指した改善を検討し、適切な時期に対応していきたいと考えています。

なお、現時点で検討している生活バス事業における利便性向上策については、AI オンデマンド交通の試験運行と、それに関連するデジタルチケットサイトの活用及びキャッシュレス決済の導入をとおして、新たなモビリティサービスの構築を目指した実証実験を実施する予定としています。

【子育て支援】

①子育てに係る費用について

（子育て支援課）

保育料については、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施され、現在 3 歳児から 5 歳児クラスの利用料及び住民税非課税世帯 0 歳児から 2 歳児クラスの利用料が無料となっています。

保育料の更なる無償化等子育てに係る費用負担の軽減については、大きな財政負担を伴うものであり、市全体の子育て支援策の中で整理するものと考えます。

子育て支援に係る費用負担については、自治体の財政力で格差が生じることがないように引き続き国には求めています。

（学校教育課）

学校給食費の無償化については、現在、物価が高騰しており、無償化するためには、約 1 億 1 千万円程度の財源が必要となり、本市でこの額を毎年負担することは財政的に困難です。国の責任において、全国一律に無償化する制度にすべきと考えます。

学校給食費の補助については、給食費を据え置くために物価高騰対策として補助金を交付しており、今年度は、1 千 4 百万円を交付しています。

（保険年金課）

子ども医療費助成制度については、令和 7 年 4 月から無償化を実施します。

【教育】

①閉校となる下記学校跡地の利用について

- ・新設高校開校後の江津高校跡地
- ・仮称西部統合小学校開校後の川波小学校跡地

(総務課)

江津高校については、県教育委員会において新設校開校後もいつまで、どのように施設を利用されるかなどを検討中です。県の所管施設ですので、現時点で市から今後の考えをお示しすることはできません。

(学校教育課)

川波小学校校舎解体後の跡地については、現在利用計画はございません。

②市内高校の県外生募集について

(総務課)

新設校については、具体的な開校準備のため令和6年2月に「江津地域の新設校開校準備委員会」が設置されました。この中で、新設校の組織、施設、スクールミッション、地域連携、学科・コース、特色ある学びなどについて協議が重ねられています。県外生募集の在り方につきましても今後、県教育委員会でとりまとめられ、本市に支援を求められることが出てまいりましたら、改めて市の方で検討をしていまいります。

なお、県外生募集にあたっては受け皿となる寄宿舎等の整備が必要となりますが、令和6年10月の県総務委員会で示された準備委員会のⅠ期中間まとめ(案)の中では、「整備について検討する」と前向きな説明をされていますので、その動向を注視しています。

③中学校の校区外通学への支援について

(学校教育課)

校区については、その地域に住む児童生徒の通学しやすさ等を勘案して設定しています。指定校の変更については、保護者からの申請に基づき、送迎などを条件に特別に許可しているものであり、遠距離通学者であっても交通費の支援はスクールバスの利用を含めて行っておりません。

また、指定校の変更により他の地域の学校に通うことになっても生活の基盤に変更はないため、地域活動に支障はないと考えます。

中学校の部活動については、学校関係者、スポーツ団体、文化芸術団体、保護者、有識者等を委員とした「江津市中学校部活動地域連携検討協議会」を令和6年10月に立ち上げます。今後、部活動の地域連携や地域移行に必要な事項について協議を行っていく予定ですので、その中で、スクールバスを活用した生徒の移動についても協議していきたいと考えています。

④国民スポーツ大会について

(社会教育課)

会場整備については、県の定める競技施設整備基本方針に従い、既存の施設を最大限活用することを基本とし、競技施設基準に沿った競技会場となるよう施設改修等の準備を進めていくことにしています。

競技力向上については、県と競技団体が中心となって取り組んでいくことになっており、必要に応じて市の方も協力することとしています。

【地域コミュニティ】

①地域コミュニティ交流センターの建替えについて

(地域振興課)

市の方針としては、既存施設をそのまま全て建て替えた場合には、大きな財源不足になることが見込まれるため、現時点では、日常的・定期的な点検・修繕による施設保全に努めながら、近隣の公共施設への移転や補助事業が活用できる機会に建て替えなどの施設改善を実施しています。

今後も新耐震基準以前に建設された9施設を中心に、利用ニーズ、財政負担、公共施設の機能重複などを勘案しながら、施設改善の検討を進めます。

なお、地域コミュニティ交流センターは、地域コミュニティの主体となる組織の活動拠点とし、地域づくり活動、社会教育活動及び地域福祉活動を中心に、地域の振興と住民相互の交流促進を目的に設置された施設であることを申し添えます。

②地域コミュニティのあり方について

(地域振興課)

江津市地域コミュニティのあり方指針に記載がありますが、①地域の合意形成の場 ②地域の活動を調整する場 ③地域のだれもが参加できる場として、市内 20 地区に地域コミュニティ組織の設立をお願いし、全ての地区において設立がされました。現在、その地域コミュニティ組織では「地域づくり計画」を作成し、そこに記載されている地域課題解決に向け、日々活動を実践しておられます。地域振興課としては、その活動に対して交付金による支援、地域活動の拠点である地域コミュニティ交流センターの確保及び維持・運営、必要に応じて行政や関係機関への連絡調整役を担っており、今後もそれらの支援を継続していきます。

【空き家】

①空き家バンク登録について

(地域振興課)

空き家バンクに登録されている未利用物件については、立地、築年数、駐車場の有無、売却あるいは賃貸価格といった複数の要因が複合的に絡まっていることが多く、物件を担当している不動産仲介業者と相談の上、改善点を一つ一つ空き家所有者に提案しています。また、利用できる環境整備について、空き家の管理は所有者に責任をもって行っていただいた上で、空き家の残置物の撤去に係る補助制度の創設を検討するとともに、空き家バンクサイトでの情報発信や定住相談等を通じて定住希望者に空き家活用を推進しています。

【その他】

①リブランディング事業について

(政策企画課)

2つの事業は、対外的なシティプロモーションのコンテンツづくりを目指して令和5年度から取り組んでいます。

各事業の取組み内容につきましては、引き続き市広報媒体などによって市民の皆様にお知らせしてまいります。

また、本事業の内容や対象施設の利活用方法につきましては、市民の皆様からのご意見も参考にさせていただきます。

②桜江地区について

(人事課)

職員の配置については、市の重大事業など全体を勘案しながら適時行っております。

引き続き、市民にやさしい窓口・桜江支所と言われるよう、職員研修などを通じて、意識向上に努めてまいります。